

## 貴社記事に対する抗議及び謝罪・訂正請求書

当職らは、東京大学医科学研究所（以下「医科学研究所」といいます）の代理人として、2010年10月15日と同月16日に掲載された、貴社が発行する朝日新聞の下記2つの記事と1つの社説（以下まとめて「本件記事」といいます）について、下記のとおり抗議し、これについての謝罪及び訂正の記事を朝日新聞に掲載することを請求いたします。

本件記事は、貴社による取材依頼に対し、医科学研究所が貴社の論説委員、編集委員に誠意を持って提供した情報を、部分的かつ恣意的に引用することによって創作された記事であり、本件記事の読者に、医科学研究所が、がんワクチンの臨床試験の際の「重篤な有害事象」を隠ぺいしたかのような印象を与えるもので、医科学研究所の名誉・信用を棄損するものです。これらの記事の内容の不当性については別途指摘します。また、本件記事は、既に、がん患者団体有志41団体をはじめ、日本癌学会、日本がん免疫学会の抗議声明が指摘し、また日本医学会も支持しているように、がん患者さんたちに根拠のない不安を与え、正当ながんワクチン開発の研究に悪影響を及ぼしています。

2010年10月24日付で朝日新聞に掲載された貴社広報部の談話によれば、この記事は、「薬事法の規制を受けない臨床試験には被験者保護の観点から問題があることを、医科研病院の事例を通じて指摘したもの」とのことですが、本件事例は、法的、医学的にも、また医者の上にも問題のないもので、医科学研究所は貴社の取材に対し、丁寧に説明し、またその他のメディアを通じ、対外的にも公表しております。しかし、本件記事を読んだ通常の読者には、「薬事法の規制を受けない臨床試験」の一般的な問題ではなく、扇動的な見出しが示すように、医科学研究所の問題行為として認識されるような記述であることは明らかです。

本件記事の内容が不当であることを示す、事実誤認及び部分的・恣意的な引用による不適切な部分は、別紙のとおりです（別にお送りします）。

以上を踏まえ、医科学研究所は、貴社に対し、次のとおり請求いたします。本書面到達後2週間以内に貴社の対応について当職ら宛てご回答ください。

- 1 本件記事が、医科学研究所の名誉・信用を棄損したことを謝罪する記事を直ちに、朝日新聞に掲載すること。
- 2 別紙で指摘した本件記事の事実誤認、引用の不当性についての訂正記事を朝日新聞に掲載すること。特に、3（2）に記述した「なぜ知らせてくれなかったのか」との他大学関係者のコメントについてその内容を具体的に明らかにすること。訂正する必要がないと主張する場合は、その

理由を当職ら宛て回答すること。

- 3 本件記事については前述のとおり関係諸団体が抗議しているが、これらを踏まえ、本件記事が治療中の患者に根拠のない不安を与えたこと、またがんワクチンの研究開発に悪影響を及ぼす可能性があることについて、貴社の見解を明らかにすること。

## 記

- 1 2010年10月15日付朝日新聞（東京版）の1面に掲載された、「『患者が出血』伝えず 東大医科研、提供先に」と題する記事
- 2 2010年10月15日付朝日新聞（東京版）39面に掲載された、「患者出血『なぜ知らせぬ』 協力の病院、困惑 東大医科研のワクチン臨床試験」と題する記事
- 3 2010年10月16日付朝日新聞の社説「東大医科研—研究者の良心が問われる」

以上

平成22年11月4日

東京大学医科学研究所代理人弁護士

〒104-8011  
東京都中央区築地5-3-2  
株式会社 朝日新聞社  
朝日新聞東京本社編成局長  
西村陽一殿